

3 あるのは、「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（平成十一年厚生省・通商産業省令第一号。以下「平成十一年改正省令」という。）施行後遅滞なく」とする。

規則第四条第四号及び第六号の分別基準適合物に係る平成十二年度における法第十二条第一項の再商品化義務量の再商品化については、第一条第一項中「当該年度の前年度の三月末日までに」とあるのは、「平成十一年改正省令施行後遅滞なく」とする。

附 則（平成九年二月二六日厚生省・通商産業省令第二号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一二月二八日厚生省・通商産業省令第二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年六月一五日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月一六日厚生省・通商産業省令第一号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一二月二七日厚生省・通商産業省令第四号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一一月九日経済産業省・環境省令第一〇号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一一月二九日経済産業省・環境省令第五号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月一〇日経済産業省・環境省令第一二号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一六日経済産業省・環境省令第八号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一月三〇日経済産業省・環境省令第一〇号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一六日経済産業省・環境省令第一一〇号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月七日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二一日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月二五日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月二九日経済産業省・環境省令第四号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日経済産業省・環境省令第四号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年三月二九日経済産業省・環境省令第四号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日経済産業省・環境省令第二号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日経済産業省・環境省令第三号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日経済産業省・環境省令第二号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和一年三月三一日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日経済産業省・環境省令第二号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。